

議会基本条例特集号

市議会
だより

平成27年
(2015年)
8月11日発行

発行／小金井市議会

編集／広報協議会

小金井市ホームページアドレス

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号 TEL(042)387-9947(直通) FAX(042)387-1225

<http://www.city.koganei.lg.jp/>

議会が市民福祉の増進に向け 最大限働くために

小金井市議会基本条例の策定に向けて取り組んでいます

小金井市議会は、2011年3月、市民の陳情書を採択したことを受け、全会派の代表者による議会基本条例策定代表者会議を設置し、協議を進めてきました。

2年近くの協議を経て、条例(案)としてまとめることができました。そこで、市民の皆様にもご理解をいただくため、議会基本条例特集号を発行しました。今後、皆様のご意見を参考に、完成に向けて取り組んでいきます。

<条例の7つのポイント>

1 市民にわかりやすく、開かれた議会にします(第2条関連)

市民の皆様にとって、わかりやすく、開かれた議会にします。

2 市民の声を聴く機会を設けます(第9条関連)

議案、請願・陳情の審議及び審査にあたって、市民や関係者の意見を伺います。

3 議会報告会を開催します(第12条関連)

年に1回以上議会報告会を開催し、市議会の状況を市民に直接お話しします。

4 広報協議会を設置し、広報の充実に努めます(第11条関連)

これまで市議会だよりの編集のみだった議会報編集委員会を格上げし、市議会の正式な会議と位置づけました。市議会だより、ホームページの改善を進め、広報の充実に努めます。

5 政策検討会を設置し、条例提案等を行い、市民の要望にお応えします(第17条関連)

市議会の全会派が一致した課題については、政策検討会を開催し、条例提案を行い、市民福祉の増進に努めます。

6 市長に対し、政策提案の経過など説明責任を求めます(第13条関連)

市長が提案する政策等について、発生源、法的根拠、財源などを明らかにするように求めます。

7 災害時に速やかに対応します(第6条関連)

議会として、災害時の対応を速やかに行えるようにします。



議会基本条例って何?

「議会基本条例ってなに?」という疑問を多くの皆様がお持ちなのではないでしょうか。「市民にとってどう関係があるの?」の声も聞こえてきます。

地方自治制度は、市民から選ばれた市長と議員が、市民の代表としてそれぞれの役割を發揮し、市民の福祉の増進をめざします。

国会は、国会議員から首相を選びますが、市長は市議会議員からではなく、市民の選挙によって選ばれます。

議会は、市長が適切に市政運営を行っているかチェックし、予算や条例案などの妥当性を判断し、決定していきます。また、市民の皆様の願いを実現するため、必要に応じて市長に対し政策を立案し、政策提言を行います。

小金井市議会は、議会の機能を發揮するため、これまで議会運営のあらゆる分野で議会改革を行い、市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑の保障、少数会派の活動も認め合う議会をめざし活動してきました。この議会基本条例はこれまで積み上げてきた議会運営の基本的な考え方やルールを整理し、策定するものです。

また、小金井市議会が更なる市民福祉の増進及び市政の発展に寄与するため、議会の最高規範として、議会運営の理念、議会や議員の活動原則や市民参加を推進するルールを明文化したものです。

この議会基本条例制定後は、市議会としての実践を経ながら、さらによりよいものにしていくため検証・見直しを行っていきます。

背景

議会基本条例を制定している市議会は、全国の市議会のうち341市(2014年9月現在、都道府県、町村議会も含めると571議会)です。多摩26市では8市が制定しています。2000年に施行された地方分権によって、各自治体は自己決定権が拡大されたといわれています。これに対応するため市町村は、自治基本条例や市民参加条例を制定するなど、市政運営のルールが整備されてきました。

一方、議会ではこうした規範となる条例がない中で、議会に対する市民の不満や批判が顕著になっています。全国的な調査で、議会に満足している人が10数%、満足していない人が50%を超えるという数字が出ています。

議会の存在意義が問われる状況がうまれていることに、多くの議会が危機感を持ち、どうすれば「住民自治の根幹」をなす機関として、役割を果たせるのかという問題意識から、機運が高まり、議会基本条例の制定が全国的に広がったものです。

特集号の4面に議会基本条例(案)のパブリックコメント、市民説明会のご案内を掲載していますので、ご覧ください。